

# 住宅用火災警報器



# 取付支援のご案内

(住宅用火災警報器は、すべての住宅に設置義務があります。)

住宅火災による死者を減らすため、火災警報器は改正消防法で、2006年(平成18年)6月1日から全ての新築住宅への設置が義務付けられ、既存住宅(中古住宅)も猶予期間を経て、2011年(平成23年)6月1日以降は全国で義務になっています。

取付場所は、逗子市の火災予防条例で、台所・寝室・階段室への設置を義務付けています。

## 1 支援の内容

購入したけど、設置が難しいと言う高齢者や障がい者世帯等を対象に**消防職員が直接ご自宅に訪問して設置**(既存品からの交換含む)します。

## 2 市内在住者で、次に掲げる方のみで構成される世帯

- (1) 65歳以上の高齢者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (3) その他消防長が設置困難と認めた方



## 3 支援の条件

- (1) 住宅用火災警報器及び取付けに必要なネジ等は、申込者が用意する。
- (2) 電気配線を伴う設置は行わない。
- (3) 承諾書の提出

4 ご希望の方は、下記の間合せ先に申請書を提出してください。  
また、ご不明な点等があれば、お気軽にお問い合わせください。

逗子市消防本部

逗子市桜山2-3-31

消防予防課

TEL 046-871-4326

FAX 046-872-4330



**10年経過したら交換しましょう！**



申請書はこちら！